令和７年第４回定例会

赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第２日　（令和７年１２月１５日）

◎議事日程（第２日）

追加日程

第　１	議案第８９号	土地の売払いについて
第　２	予算特別委員会委員長報告	議案第８３号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）
第　３		議案第８４号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　４		議案第８５号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第３号）
第　５		議案第８６号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）
第　６	総務開発常任委員会委員長報告	議案第８７号　赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定について
第　７		議案第８８号　道の駅あかいがわの指定管理者の指定について
第　８		ゼロカーボン北海道の実現に資する山林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
第　９	意見書案第４号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案
第１０	発委第　１号	道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会の設置案について
第１１	総務開発常任委員会委員長申出	閉会中の継続調査申出書
第１２	議会運営委員会委員長申出	閉会中の継続調査申出書

◎出席議員（７名）

２番	連　　茂　君	３番	曽 根 敏 明　君
４番	能 登 ゆ う　君	５番	川 人 孝 則　君
６番	藤 門　　弘　君	７番	山 口 芳 之　君
８番	岩 井 英 明　君		

◎欠席議員（１名）

１番　阿 部　　猛　君

◎出席説明員

村長	馬場　希君
副村長	大石和朗君
会計管理者	谷　早苗君
総務課長	秋元千春君
住民課長	藤田俊幸君
保健福祉課長	髙松重和君
産業課長	神　信弘君
建設課長	釣賀謙一君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	小林義幸君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君
書記	伊藤秋恵君

（午後　１時０２分開議）

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　ただいまの出席議員数は７名です。

阿部議員におかれましては、入院のため欠席をしております。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　赤井川村長より議案第89号が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第１として議案第89号　土地の売払いについてを議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１　議案第８９号

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第１として議案第89号　土地の売払いについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第89号についてご説明させていただきます。

議案第89号　土地の売払いについて。

次により土地を売払いしたいので地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

令和７年12月15日提出、赤井川村長。

記といたしまして、１、土地の表示につきましては、余市郡赤井川村字常盤443番地３、１筆でございます。売払いの目的は、村有地売却でございます。３つ目として売払い価格、974万6,040円。４の契約の相手方につきましては、札幌市中央区南19条西14丁目２番35号、有限会社恒志堂代表取締役、佐藤元春でございます。

次のページをお開きください。このたびの契約に係る仮契約書を添付しております。令和７年12月11日付で仮契約を締結しているところでございます。１ページ、重複しますが、第２条では売払い価格、974万6,040円。

第３条では、赤井川村議会において議決されたときに４ページ以降の契約書案により本契約を締結するということが書かれてございます。

第４条は、３条での議会の議決を得られなかった場合の仮契約の失効について。

第５条と第６条では登記に関する情報でございます。不動産登記法第116条において観光庁の嘱託による登記の条文がございまして、地方公共団体は買主の立場での登記のほか、売払いする場合でも買主から請求があった場合、嘱託による登記をしなければならないとされておりまして、村と契約方、双方の弁護士に確認した結果、嘱託登記することで間違いない旨お互い確認し、法務局のほうにも今回の事案につきまして同様に確認が取れたことから、以前ご相談させていただきました条項を削らず、５条と６条に登記に関することを条文に入れさせていただきました。

第７条においては土地の譲渡等の禁止、２ページに移りまして第８条では事業の履行、第９条では協議事項ということで、この３つを特約条項として条文化しております。

さらに、仮契約書、別表の３ページになります。ご参照願います。土地の状況は、字常盤443番地３、地目は宅地、面積は5,360.33平米でございます。売払いの価格からの坪当たりの単価は、6,000円でございます。場所は山村活性化センター隣接地で、購入目的は民泊用宿泊施設及び中長期滞在型アパートを想定した事業が計画されております。契約の相手方は、10月に住民説明会を開催し、今後展開する事業内容の説明を行って理解を得るなど、また地区内の関係事業者との調整もした上で分筆に必要な手続を終え、このたび仮契約を締結させていただいたところでございます。

このたびは、会議初日に議案第82号を取り下げた後、改めて追加議案として上程させていただきまして誠にありがとうございます。そして、大変ご迷惑をおかけしましたこと、おわび申し上げます。

以上でご説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登議員。

○４番（能登ゆう君）　本会議での質疑ということで回数の制限もあるものですから、何点かまとめて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

今回村有地の売却ということで、村有地の売却については住民の財産を手放す行為と捉えるべき案件であります。それが住民全体の利益につながるかどうか、長期的な村づくりに資するものか、一度売ったら原則として戻らないことを踏まえるとその判断には特段の慎重さと透明性が求められると考えます。何度か協議会等でのやり取りを通じて、今回は特定の事業者への随意契約であり、不動産鑑定評価書も付されず、あと賃貸ではなく売却という手法が取られています。これらを踏まえて伺います。

１点目です。なぜ売却なのかという点です。近隣町村を含めて投機的な土地取引が活発化している状況を踏まえると、自治体のリスク管理の観点からは売却よりも定期借地権などによる賃貸のほうが安全で柔軟な選択肢とも考えられます。賃貸ではなくあえて不可逆的な売却という手法を選択した理由について伺います。

２点目です。契約書の内容についてです。先立って行われた協議会の中で懸念点としてお伝えした点、まず第１には自治体にとって望ましくない使い方をされること、もう一つは自治体にとって望ましくない相手に譲渡されること、こうしたリスクを防ぐために、今日提案のあった契約書の案、そちらの中で具体的にどのような制限や歯止めが設けられているか伺います。

３点目です。利益相反のおそれという点についてです。今回の村有地売却については、山村活性化センターの指定管理者選定と共通する構図があると考えます。いずれも村長に助言を与える立場である地方創生アドバイザーの方、その方が執行役員を務め、さらに村と包括連携協定を締結している会社が行政から直接的な利益を受ける受益者となっているという構図です。包括連携協定の相手方は、村の政策や事業に継続的、包括的に関与する立場です。単発の契約相手とは違い、はるかに行政との距離が近く、事業の方向性、優先順位、情報共有に関わることもないとは言えません。利益相反というのは、実際に不正があったかどうかではなく、不正が疑われる余地を制度的に排除できているかどうか、そういったガバナンスの問題です。今定例会では、定例監査の報告書での個人意見、また一般質問ともに行政の公正性、透明性、説明責任をテーマにいたしました。本売却案件につきましても違法かどうかではなく、公平に見えるかどうか、信頼を損なわない構造かという観点からどのように配慮をされたのか伺います。

４点目です。住民の理解についてです。売却予定地である常盤の区会の方々から村や議会に提出のあった移住、定住促進住宅の建設に関する常盤地区住民要望書では、移住、定住促進住宅の建設及び未利用土地の活用、新たな雇用や事業の創出、コミュニティーの存続、これらのために民間活力に対する村の支援や協力を求めています。ただ、今回の売却先事業者の事業計画の中身を見ますと、計画されているのはどちらかというとリゾートホテルやリゾートマンションの建設、運営という中身で、地域で日常的に働いて暮らす人たちが住めるような住居とはどうも性格が異なるように受け止められます。地域住民の要望と実際の事業計画内容とのその間に見られる乖離について村としてどのように認識しておられるか伺います。

以上４点です。

○議長（岩井英明君）　秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　まず、なぜ賃貸ではなくて売却なのかというお話でございますけれども、こちら今まで議会のほうにもたびたび相談させていただいておりますけれども、双方の事情もあって今回の件に関しましては賃貸ではなくて売却が望ましいということで今回このような契約で提案させていただきました。

それと、歯止めというか、特約条項に関しましては、７条のところで土地譲渡等の禁止ということが書かれております。仮契約の１ページ、下のほうに７条がございますけれども、こちらのほうで第三者に譲渡することにおいてはしてはならないけれども、甲、要は村の同意を得たものについてはこの限りでないとなっております。これに関しましては、

これから先どのような事態が待っているかというか、起こるか分かりませんので、これについては絶対に譲渡しないということではなくて、もし本当にどうしてもというようなそうせざるを得ないようなことがあれば、これはこの７条というところで同意をするか、しないかというのは決定していくことになると思います。それと、８条には事業の履行ということがございまして、この計画を土地を取得した日から５年以内と、多分今までお話ししているとすぐに取りかかるとは思うのですけれども、経済状況だとか、いろんな社会的な要素で経済がストップしてしまうようなことがあればということもあって一応５年というような期間を設けておりますが、今話している中ではすぐに、契約が取り交わされていけば粛々と計画が進めていただけるのではないかなと思っております。それと、９条には協議事項ということが書いてございまして、これから始まる事業に関して何か計画が生じる場合ですとか変更が生じる場合ですとか、そういったものに関しましては村のほうに協議をいただいて村のほうの承諾を得るということになってございますので、７条、８条、９条、この３つの条項でおおむねそういったところは担保できるのでないかなと思っております。

それと､利益相反とかというふうな話がございますけれども､今回指定管理は指定管理、今回の売買は売買というふうなことでございますけれども、先ほど言われた指定管理については常盤のほうで今回の契約者の事業の説明をしたときに常盤の住民の方からも、もしあれだったら一体的な管理をしてもらえないだろうかみたいな、そういったことも望ましいような話もあったりなんかして、そういった地域の声に押されて指定管理のほうもこちらの会社のほうで決断したというような背景も聞いております。

それと、住民理解ですか、これに関しても、重なりますけれども、相手のこの会社と地域の方々でいろいろ話をしていく中で今回の土地を購入して行う事業に関しては理解を得られているというふうに思っておりますし、逆に、説明会やったときに私ちょっとオブザーバーで参加したのですけれども、地域の方々から相手方のほうにいろんな要望も出されていて、お互い一緒に地域をつくっていければというような感じで打合せ会も終了しておりまして、今後もそういった信頼関係に基づいていろんな事業も地域と一緒にやっていくのではないかなというふうに思っております。回答になっているかどうかあれですけれども。

○議長（岩井英明君）　能登議員。

○４番（能登ゆう君）　再質問いたします。

１点目のなぜ売却なのかという点について諸事情でというお答え方だったと思うのですけれども、ちょっとはっきりしないので重ねて申し上げますが、住民の財産を手放すということでもありますので、きちんとお答えいただければと思います。

また、２点目の契約書の内容については仮契約の７条、８条、９条という規定で盛り込んでくださったということで、これについては協議会の中での協議が反映された形になっているのかなと思って、これは感謝しているところです。ただ、例えば７条の土地の譲渡

等の禁止についても、甲の同意を得たものについてはこの限りではないとなっています。例えば時の執行者の方が住民寄りの判断をしてくれればいいですけれども、もし事業者に寄り添った対応をした場合に、そのときに住民の声というのが届かないということも起こり得るのかなという懸念も残ります。その点について、これは村長のほうから、あくまで住民の側の立場に立った協議を行ってくださるということ、その村長の思いについてお聞きしたいと思います。

３点目の利益相反については、地域の声があることと利益相反に当たらないかというのはまた別の話で、外形的に見ればやはり疑われてもしようがない構造なのかなというのは個人的には思っております。私のように思う住民の方がいらっしゃってもおかしくない。なので、職員の方々が例えば住民の方から疑問の声や指摘を受けることもあろうかと思います。そんなときに職員の皆さんにはぜひ丁寧に説明責任を果たしていただきたいと願っております。そのことが、利益相反のように見えるという構図があるにせよ、きちんと説明責任を果たすことで住民からの信頼関係につながると考えておりますので、それを重ねてですが、お願いしたいと思います。指摘されたことに対して憤慨して声を荒げたりとか、キレて逆ギレして相手を責めたりとか、そういうことが決してないように、行政職員としての質が問われることだと思います。その点について住民からの疑念にどう答えていくかという点についても改めてお聞きしたいなと思います。

あと、４点目については、事業者の方と地域住民の方でいろいろとやり取り重ねながら、住民のほうの要望を酌んでくださったり、そういう信頼関係積み上げながら進めていることだと理解しております。ただ、それがいざ始まってみて裏切られるような形にならないようにだけは行政のほうとしてもきちんとチェックの目を光らせていていただきたいなと思います。その辺についての考え方について伺えればと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　では、私に答えてほしいという部分に関してだけ僕のほうから、後は担当、副村長のほうからそれぞれお答えさせていただきます。

もし土地が売却されるようなことがあった場合には、地域だとか村のほうの考え方という部分で、一方的に業者の意向に基づいてと、いろんな事情があるでしょうから、そのときは当然私どもだけで判断していくものでもないだろうというふうに考えますので、地域の方ともやっぱり話もしていかなければならないし、当然こういう場でも一応話をしていかなければならないときがもしかしたら来るかもしれないということを想定すれば、そういった段階的なものを踏みながら、きちんと信頼が損なわれないような行政としてのことをやっていかなければならないというふうに私自身は今考えていますので、そういうことは後世においてもこの契約はそういう考え方でいかせなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　副村長。
○副村長（大石和朗君）　まず、売買の売却の部分ですけれども、前にも議会にお話をしたと思いますけれども、相手方が民間の企業だということで資金繰りの問題もあります。そこで、投資をするという形の中で、きちんと売却された中でそこに対して投資をしていくという考え方があるという部分があって今回売却という形にさせていただいたという点です。
それから、今の村長の繰り返しになるかもしれませんが、利益相反の説明責任を果たす、それから今後区会との信頼関係をきちんと継続していくという部分に関しては、村としても今後きちんとした監視、それから指導等はしていきたいというふうに思っていますし、説明責任に関してはきちんと村としても果たしていきたいというふうに考えております。
○議長（岩井英明君）　能登議員。
○４番（能登ゆう君）　最後になりますけれども、外部事業者との関係性というのが重なれば重なるほど行政にはより高い透明性と説明責任が求められると思います。今回の売却に係る行政の判断がその水準に応えるものであったか、公平に見えて疑念を生まない構造だったのかということは行政としては問われるべきものと考えます。今回のことに関して村としての振り返りを求めて質疑を終わります。
以上です。
○議長（岩井英明君）　川人議員。
○５番（川人孝則君）　端的に登記関係のことなのですけれども、登記に対してこれは嘱託を受けて村がやるということは理解します。それでもって、その経費はどちらが持つのか、村の中で今予算というのが出ていないもので、嘱託に係る経費、これは手続は村側でやるから、経費は向こう持ちなのか、買手なのか売手なのか、どちらが持つものなのかをちょっと確認したくてお聞きします。
○議長（岩井英明君）　村長。
○村長（馬場　希君）　嘱託登記なものですから、登録免許税とか、そういうのは一切かからないことになりますので、事務的な労力はかかりますけれども、経費はかかりません。
○議長（岩井英明君）　村長、それは間違いだ、答弁。そんなことない。嘱託登記は、村が責任を持ってしたり、両方、売るほうも買うほうもできるのだ。だって、費用はかかるのだから、印紙でも何でもみんな、無料なんてことあり得ないです。誰がそんなこと言っているのですか。
若干休憩します。

午後　１時２３分　休憩
午後　１時２５分　再開

○議長（岩井英明君）　再開します。

○村長（馬場　希君）　すみません、登録免許税は免除になるのですけれども、印紙とかはかかりますので、それは相手からいただくような格好でうちとしては事務をやっていくので、行政としてお金を出すということはないですのでということをお答えしております。すみません、登録免許税のことだと思って勘違いしていました。
○議長（岩井英明君）　川人議員。
○５番（川人孝則君）　ちょっと変わりますけれども、先ほど能登議員の中で隣の活性化センターの指定管理者がこの土地と同じ恒志堂さんだということで、なぜこうなったかという感じて言われたのですが、総務課長の答弁では地域住民の要望もあったようなことでこの指定管理はこちらにやったようなことを先ほどちらっと言ったと思うのです。自分の聞き間違いでしたら申し訳ないのですが、何かそういうふうに取れたものですから、地域住民の要望と話合いの中で指定管理のほうも恒志堂さんのほうにお願いしたようなことをちらっと言ったように思ったので、そこだけ間違いないのか、違うのか、自分の聞き間違いなのかを確認させてください。
○議長（岩井英明君）　副村長。
○副村長（大石和朗君）　それでやったというわけではなくて、地域との懇談の中で恒志堂さんのほうが自分たちが名のりを上げたという形だというふうに説明をしたというふうに私は受け取っています。
○議長（岩井英明君）　川人議員。
○５番（川人孝則君）　自分の取り方が、取り方が違ったなという感じは今分かりました。その発言に対しては、自分もその一言によって指定管理の指定するのは今言われたような問題で自分が解釈取れたような感じで取られるということはすごく不愉快だし、みんな誤解を招く言葉と思いますので、そこだけはやっぱりちゃんとはっきり説明してほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。
○議長（岩井英明君）　そのほか質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑ないようで、大変失礼ですけれども、この場からこの契約の関係中で１点だけ確認しておきたいと思いますので、聞いていただけますか、理事者の方。この事業については、計画に沿って計画書がこれから出てくると思うのです。それはそれでいいのですけれども、誘致した事業と違うということで、先ほどから言っているように相手が土地を希望して売るわけですから、それはそれで状況が整ったらいいのですけれども、これから進めていく上で一番大事なことはインフラ整備、これらについて出てくるものを要するに行政に頼むという形があるのだろうか。原因者の責任で全てやっていくということなのでしょうかということが今後の一番の課題になると思うのです。その辺について契約の段階で明確にこういうことは協議して自社の努力でやってもらいたいということの考え方がいいのか、事業は村内に入ってきてやってくれるのだから、応分のインフラ整備は村が手伝っていくのですよという考え方に立つのか。ということは、現況に無線だと

か、それから道路の排水だとかというのは丸見えですごい状態になっています。それから、水道の整備についても下水道の整備についても当然これから、インフラというか、そういう整備をしていかなければならない。それは企業の責任においてやってもらうのだという判断に立つにように我々議会が理解をするのか、その辺の考え方だけ聞いておきましょう。

建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　今のご質問の中で、おっしゃられるように本当にここの部分は相手方、ここの部分は村という位置分けはしなければならないのかなとは思うのですけれども、今回売買した土地の村道側に実は側溝がございます。今回私もそこを現場確認しましたところ、相当詰まっております。これは村道側溝なものですから、これは村のほうで整備しなければならないというふうに考えております。また、下水道につきましては、あそこ区域外なものですから、設置は浄化槽の設置という形になると思います。浄化槽の排水につきましても今ある村道の側溝に持っていくべきなのか、それとも例えば道路を横断して川に持っていかなければならないものなのかという部分についてはお互い協議しなければならないとは思うのですけれども、仮に最悪川のほうまで直接持っていかなければならないという場合につきましては相手方のほうと国道さんなり川の河川管理者なりとの協議をしていただくような橋架けは私のほうでいたしますけれども、実際はそこの部分は相手方のほうにお願いしたいなというふうに考えております。また、水道につきましては、令和３年から常盤の専用水道の水道管を整備し終わっております。以前は今回購入していただいた土地の真ん中に水道管が走っているような状態だったのですけれども、３年ほど前、そこの部分は全て国道側のほうにぐるっと迂回して村道用地の中を入るような形で持っていっておりますので、水道のインフラ整備についてはもう手配済み、手配というか、終了しているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（岩井英明君）　村長、理事者として考え方聞きましたし、そういうことを手伝うということは大事だと思う。だけれども、知ってのとおり、土地を売るというだけで事業計画というのは何も出てきていないわけですよ、絵だけ描いているだけで。だから、そういうことがこれからの一番の問題の課題で、せっかく村に入って事業してくれる。そういうことをやっぱり事前に計画書に沿って協議して、こういうところは手伝ってやれるというものを明確にしないと、この契約書ではそういう問題点が残された契約ですから、だからその辺のことについてはやっぱり先方と十分協議しながら進めていただくようにお願いしたいなと、そんなふうに思っておりました。

これより議案第89号　土地の売払いについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第89号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第89号　土地の売払いについては、原案のとおり承認されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　次に、予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第２から追加日程第５として一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第２から追加日程第５として予算特別委員会委員長報告を一括議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第２ないし追加日程第５　予算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君）　本件に対し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○予算特別委員会委員長（川人孝則君）　予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第83号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）、議案第84号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第85号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第３号）及び議案第86号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）について審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君）　委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へ。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第83号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）を採決いたします。

この際、議案第83号から議案第86号までを一括採決といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第83号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）、議案第84号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第85号　令和７度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第３号）及び議案第86号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）を一括採決といたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第83号　令和７度赤井川村一般会計補正予算（第９号）、議案第84号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第85号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第３号）及び議案第86号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　次に、総務開発常任委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

追加日程第６から追加日程第８として一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第６から追加日程第８として総務開発常任委員会委員長報告を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第６ないし追加日程第８　総務開発常任委員会委員長報告

○議長（岩井英明君）　本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○総務開発常任委員会委員長（川人孝則君）　総務開発常任委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第87号　赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決です。議案第88号　道の駅あかいがわの指定管理者の指定については継続審査に付する。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については採択としましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君）　委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対

する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へ。

討論について発言ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　なければ、これで討論を終わります。

次に、議案第87号　赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第87号　赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号　道の駅あかいがわの指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、閉会中の継続審査に付するであります。

本件は、委員長の報告のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第88号　道の駅あかいがわの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり閉会中の継続審査に付することに決定されました。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、委員長の報告のとおり採択されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

山口芳之議員外１名より意見書案第４号が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第９として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第９、意見書案第４号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案について議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第９　意見書案第４号

○議長（岩井英明君）　議案の説明につきましては、既にお手元に配付させていただいておりますので、省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これより意見書案第４号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第４号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

意見書案第４号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、意見書案第４号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第１０　発委第１号

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第10、発委第１号　道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会の設置案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

連議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（連　　茂君）　提出議案について説明いたします。

発委第１号　道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会の設置案について。

地方自治法第100条第１項の規定により、道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会の設置案を別紙のとおり提出します。

令和７年12月15日提出、提出者、議会運営委員会委員長、連茂。

次ページをお開きください。道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会の設置。

次のとおり、地方自治法第100条第１項の規定により、道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会を設置する。

名称につきましては、道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会といたします。

目的につきましては、道の駅あかいがわ指定管理者制度について調査を行うこととし、項目については１、道の駅あかいがわ指定管理者公募に関する事項、２、道の駅あかいがわ指定管理者候補者団体に関する事項。

調査権限については、赤井川村議会より、２に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第１項の権限を道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会に委任するものとします。

調査期間につきましては、調査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うこととします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　委員長、自席へお戻りください。

これで討論を終わります。

これより発委第１号　道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会の設置案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発委第１号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、発委第１号　道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会の設置案については、

原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第11から追加日程第12として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第11、総務開発常任委員会委員長申出及び追加日程第12、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１１　総務開発常任委員会委員長申出

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第11、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１２　議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第12、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

以上をもって本定例会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、令和７年第４回赤井川村議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君）　これで本日の会議を閉じます。

令和７年第４回赤井川村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さま。

（午後　１時４８分閉会）